

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「流通、販売の合理化を実践し、消費生活を豊かにすることで地域社会に貢献する」ことを経営の基本理念としています。これからもこの基本理念に基づいて、株主の利益最大化を第一としつつ、お客様、お取引先様、従業員、地域社会等、会社を取り巻く全ての関係者に貢献する企業であることを、コーポレート・ガバナンスの基本方針といたしており、これを会社の最重要課題と位置付けています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山内コンサルタント株式会社	2,476,000	22.82
山内英靖	2,169,640	20.00
イオン株式会社	2,072,730	19.10
山内浩晶	325,260	2.99
株式会社七十七銀行	220,000	2.02
山内英房	197,960	1.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	148,000	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	99,400	0.91
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04	97,612	0.89
山内一枝	85,800	0.79

支配株主(親会社を除く)の有無 ——

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3月

業種 小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少數株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
星名光男	他の会社の出身者							△			
横尾博	他の会社の出身者							△			

※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
星名光男	○	当社の主要株主であるイオン株式会社において、経理部門等の実務経験があり、同社の経営管理本部コントロール部長、財務経理本部財務部長を務めた経歴があります。その後同社の常任顧問を経て、2009年5月に同社を退職しております。	小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験を有しており、その経歴を活かし当社の経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断したものです。2005年6月から社外取締役に選任いたしております。
横尾博	○	同氏は、当社の主要株主であるイオン(株)の子会社であるミニストップ(株)の代表取締役として小売業の経営を経験しており、イオン(株)の専務執行役、グループ商品責任者を経て、2014年5月より同社の取締役兼取締役会議長を務めておられます。	小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験を有しており、その経歴を活かし当社の経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断したものです。2013年6月から社外取締役に選任いたしております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- 当社の監査役は、監査法人トーマツと次のとおり緊密な意思疎通及び情報交換を行なっております。
- 1.会計監査人の監査計画の説明聴取 年1回
 - 2.会計監査人の中間期及び期末の監査報告の受領及び説明聴取 年2回
 - 3.会計監査人の独立性の監視 随時
 - 4.会計監査人の監査への立会 監査の都度随時
 - 5.その他情報交換や意見交換 随時(ほぼ隔月)

監査役と内部監査部門の連携状況
監査役と内部監査部門との連携状況については、監査計画および実施結果について、適宜・適切に意見交換しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木一樹	他の会社の出身者													○
黒澤徳治	他の会社の出身者													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木一樹	○	学校法人北杜学園の理事長であり、霞友有限責任監査法人、霞友会計事務所に所属しております。	学校法人の理事長、公認会計士としての豊富な経験をもとに、会社経営に関する諸事項について会計、税務的な観点から意見、提言をいただいています。同氏、及び同氏が所属する学校法人北杜学園、霞友有限責任監査法人、霞友会計事務所は、過去及び現在において当社といかなる利害関係はないことにより、同氏は当社経営陣からの独立性を有しており、独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
黒澤徳治	○	税理士	税理士としての豊富な経験をもとに、会社経営に関する諸事項について会計、税務的な観点から意見、提言をいただいています。同氏の配偶者が代表を勤める会計事務所と当社は顧問契約を結んでおりますが、支払っている年間の顧問料等は少額であり、その他、同氏について、当社経営陣から独立性を疑われるような属性等は存在しません。よって、独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

【その他独立役員に関する事項】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【該当項目に関する補足説明】

現時点では、インセンティブ付与に関する施策の必要性を有しておりません。

【ストックオプションの付与対象者】

【該当項目に関する補足説明】

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

2015年3月期の取締役に支払った報酬等の総額は以下のとおりです。
取締役 7名 支給額130百万円
(うち社外取締役) (2名) (支給額 7百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬の決定方針については、各人の役位、在勤年数などを基にして貢献度などの諸般の事情を勘案し、株主総会で決議された範囲内において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

管理部門の担当者から2名の社外取締役に対し、適宜適正に重要な情報を提供いたします。また、常勤監査役を議長とする監査役会を毎月開催しているほか、会社の管理部門の担当者から非常勤の社外監査役に対し、適宜適正に重要な情報を提供いたします。

2. 業務執行・監査・監督・指名・報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は「取締役会」「監査役会」制度を採用しております。社外取締役の任用、執行役員制度の導入により、業務の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離しております。また、取締役、執行役員の任期を1年と定め経営責任の明確化を図っております。

取締役会は、毎月1回の定期取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の審議・決定、各取締役の職務執行状況の監督をしております。

監査役会は毎月1回開催され、法令・定款に定められた事項のほか重要な監査業務に関する事項について協議しております。また、取締役会等重要な会議への出席、社内書類の閲覧を行なうとともに、内部監査室と連携を図り、内部統制状況などの監査を実施しております。

また、取締役会の決議事項についての事前審議および取締役会から委任された経営に関する事項についての審議・決定、経営の方針や経営情報の共有、業務執行の状況報告等の確認、グループ各社への経営方針についての浸透や経営の執行状況の確認のため、執行役員、部長、グループ各社の取締役を含めた、部長会(業務執行会議)を原則として毎週月曜日に開催しております。

なお、当社の監査役3名(社外監査役2名)、社外取締役2名は法令、財務、会計、企業統治等に関して専門的な見識を有しており、或いは、職歴、経験、知識等を生かして、適法性の監査あるいは監視に留まらず、外部者の立場から経験全般について大局的な観点で助言をおこなっており、経営の監視機能の客觀性、中立性を確保していると考えています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、後述する、内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況ほかに記載したとおり具体的な体制が整っており、整備されていると考えております。従いまして、当社は、現状のガバナンス体制を継続してまいります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

定時株主総会の集中日を可能な限り避けて開催日を設定し、より多くの株主の皆様が出席できるように配慮しています。

その他

株主総会では、映像等を利用しわかり易く、親しみやすい株主総会を目指しています。また、当社の店舗、商品などのパネルを展示し、当社オリジナル商品の試食などをおこない、親しみやすい雰囲気づくりを心がけております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身による説明の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催

毎四半期の決算短信をホームページに掲載しています。
本決算・中間決算毎に実施している決算説明会の資料をホームページに掲載しています。
月次売上の進捗状況を速報形式でホームページに掲載しています。

なし

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

毎四半期の決算短信をホームページに掲載しています。
本決算・中間決算毎に実施している決算説明会の資料をホームページに掲載しています。
月次売上の進捗状況を速報形式でホームページに掲載しています。

あり

IR資料のホームページ掲載

毎四半期の決算短信を掲載しています。
本決算・中間決算毎に実施している決算説明会の資料を掲載しています。
月次売上の進捗状況を速報形式で掲載しています。

IRに関する部署(担当者)の設置

社長室がIRの担当部署と定めています。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

行動規範、コンプライアンスガイドラインを定め、ステークホルダーの立場を尊重することを定め、徹底を図っております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

環境保全活動、大規模な地震などの災害、イオングループと連携した発展途上国への学校建設などの募金活動、ならびに植樹活動を行なっております。また、全店舗において、ペットボトル、空缶、空ビン等の回収を積極的に行ない、循環型、省資源についても取り組んでおります。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

情報開示基本方針(ディスクロージャーポリシー)を定め、会社を取り巻く全てのステークホルダーの皆さまに、会社の情報を「適時に」「正確に」「分かりやすく」「公平に」開示することを基本方針としています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社は、「流通、販売の合理化を実践し、消費生活を豊かにすることで社会に貢献する」との経営理念を全ての役職員が共有し、お客様、お取引先様、社員はもとより当社が関わる全ての方々に毎日の業務を通じて貢献することを業務運営の基本方針とする。

当社はこの方針を実現するために、「業務の信頼性と効率性の向上」、「財務報告を含む企業情報の信頼性の向上」、「法令遵守」、並びに「資産の保全」を目的として、マネジメントプロセスと統合した内部統制システムの構築を目指す。

具体的には、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置することに加え、連結ベースでの管理体制強化のため、当社の内部統制委員会はグループ横断的に、内部統制システムの整備を推進する。

2. 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制当社は、取締役及び使用人が国内外の法令、社内規定、社会規範、倫理等を遵守(以下コンプライアンスという)した行動をとることが、あらゆる企業活動の前提であるとの認識を共有する。

また、その徹底を図るため、内部統制委員会及び監査室は連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的に取締役会及び監査役に報告される。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、文書管理規定に従い、取締役の職務執行に係る文書又は電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役、監査役、内部統制委員会及び監査室は、社内規定により、常時、これらの文書等を閲覧できる。

4. 突失の危機の管理に関する規定その他の体制

当社は、リスク管理についてリスクの種類ごとに各規定・マニュアルを制定しており、平時においては、各部門所轄業務に付随する危機管理は担当部門がこれを行なうとともに、組織横断的な危機状況の監視並びに全社対応は総務部がこれを行ない、有事においては、社長を本部長とする「本社対策本部」が総括して危機管理を行なう。

なお、内部統制委員会及び監査室は各部門毎及び全社の危機管理の状況を監査し、その結果は定期的に取締役会、監査役会、部長会に報告される。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役会は、取締役及び使用人が共にする全社的な目標を定め、業務執行取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分担を含めた効率的な達成の方法を定める。

6. 当社及び当社グループ会社における業務の適正化を確保するための体制

当社及び当社グループの子会社は、本「内部統制システム構築の基本方針」に基づいた行動をとる。

子会社は重要事項決定にあたり、その決定の客觀的公正性を担保する目的から、当社取締役会に付議の上、決定するものとする。

当社の内部統制委員会及び監査室は当社グループ会社横断的に、内部統制システムの整備を推進し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保し、その結果は定期的に取締役会、監査役会、部長会に報告される。

監査室及び監査役は、会計監査人と連携し、当社及び当社グループ会社全体の経営の監視、監査を実効的かつ適切に行なう。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役は、監査室所属の職員及び内部統制委員会に対し、その監査業務に関する補助を依頼することができるものとし、依頼を受けた職員は、その依頼に対し、取締役及び所属部門長の指揮命令を受けない。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制当社は、取締役及び使用人が監査役会に対し、法定の事項に加え、当社及び当社グループ会社に重大な影響あるいは損害を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス状況等について速やかに報告する体制を整備する。報告の方法については、取締役会と監査役会の協議により決定する方法による。

9. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役は、会社における重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、取締役会の他、当社及び当社グループの会議に積極的に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、監査室及び内部統制委員会と適宜協議するものとし、定期的に取締役、会計監査人と意見交換会を開催する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保する体制に関しては、2008年3月期からの施行に対応するため、内部統制委員会を設置して体制の整備を行なう。

当会社は、子会社を含めたグループ全体の財務報告の信頼性を担保すべく、監査室及び内部統制委員会の統括のもと、統制環境から実際の業務の統括活動までのあるべき姿を文書化し、その遵守状況(内部統制の有効性)を点検する。

財務諸表の適正性及び財務諸表を作成するに必要な業務プロセスに係る内部統制の有効性についての評価は、内部統制に関する担当部署の自己点検を各部門長が実施し、各部門長は自己点検結果を社長に報告し、社長が評価を行なう。

●内部統制システムの整備状況

1. コンプライアンス体制の整備状況

当社は、法令遵守、モラルや社会が求める企業姿勢等を常に尊重するために、コンプライアンスガイドラインを定め、役職員がコンプライアンス意識を維持・向上させるよう努めております。

内部通報制度につきましては、社内に相談・通報窓口を設置して、社内の問題点を早期発見して対応するシステムを整備しております。

2. リスク管理体制の整備状況

当社では、リスク管理に関する規定を整備・充実し、情報セキュリティ、災害、営業に関するリスクに重点をおき、緊急対策が必要な事態が発生した場合に備え、迅速な問題解決を図ることができる体制を整備しております。

平常時には、内部統制委員会にて、コンプライアンス、リスク管理の評価と対応を行ない、リスク発生の予防を図っております。なお、災害対策マニュアルを事業所単位で備え付け、大規模な災害発生時には、直ちに災害対策本部を設置し、迅速な災害対策を実施する体制を整備しております。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備状況

代表取締役会長の責任のもと議案書並びに議事録として記録及び保存し、取締役会議事録につきましては、本店の執務室内の書庫で厳重に管理いたしております。

4. 会計監査人の内部統制

当社は、監査契約を監査法人トーマツと締結しております。同監査法人及び当社監査業務に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。会計監査人は、監査役及び当社と緊密な連携を保ち、監査計画及び監査結果の報告とともに、期中において必要な情報交換、または意見交換を行ない、効果的かつ効率的な監査を実施しております。さらに、監査役は、会計監査人より「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」(会社計算規則131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知と説明を受けております。

また、監査役会は、当該会計監査人が会社法340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、全員一致の決議により、監査役会が当該会計監査人を解任します。

5. グループ会社における業務の適正化を確保するための体制の整備状況

当社の子会社及び関連会社は、コンプライアンス及びリスク管理の責任者を設置しております。当該責任者は、当社の内部統制委員会に毎月1回出席しているほか、毎週開催される部長会に出席し、やまとグループとして、情報と知識を共有しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

●反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による被害の防止を、コンプライアンスガイドラインに明記し、「反社会的な活動、勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切に関係を遮断することを基本方針としています。

●反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力排除に関して、コンプライアンスガイドラインに明文の根拠を設け、組織全体として対応することとしております。

社内体制としては、総務部が反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括し、組織的な取り組みを支援するとともに、都道府県警察本部等との連携を行なっております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

現時点では、買収防衛策を必要としておらず、導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示に係る社内体制の概要

- 当社は、広報・IR担当部署を社長室とし、会社情報の適時開示業務を行っています。
- 当社においては、社長室長が、取締役会のほか、部長会、開発会議、内部統制委員会など、社内の重要な意思決定を行う会議及び重要事項を審議する会議にはすべて出席し、社内および関係会社等の重要事項を迅速かつ適時適切に把握できる体制となっております。また社長室長は経理部長・総務部長と共に連携を図り、適時開示に遗漏がおきないよう点検するとともに、必要に応じて社内関係部署と協議を行うなど、正確な情報の適時開示ができる体制を構築しております。
- 当社は「コンプライアンスガイドライン」「情報開示基本方針」を定め、会社をとり巻くすべてのステークホルダーの皆様に対して、企業情報を「適時に」「正確に」「わかりやすく」「公平に」開示し、企業経営の透明性を一層高めていくことを基本方針としています。また、インサイダー取引については、「内部者情報管理および内部者取引管理規程」を制定し、上場以来厳しい監視体制を維持しております。

その他の取り組み事項

当社では「未成年者喫煙禁止法」および「未成年者飲酒禁止法」に基づき、店舗におけるたばこ・酒の販売適正化に取り組んでおります。具体的には店舗販売時における注意点を記載したマニュアルを整備し、関係部門を通じ店舗販売員への周知・徹底を図るとともに、未成年者による喫煙・飲酒が禁止されている旨を店舗に掲示し、違反を未然に防止いたしております。

コーポレート・ガバナンス体制図 2015.03.16

